

エレベーターの構造等に関する告示の改正について

平成 21 年 2 月に東京都内の事務所に設置されたエレベーターにおいて転落事故が発生しました。また、平成 22 年 11 月には千葉県内の大学に設置されたエレベーターで負傷事故が発生しました。これらの事故の再発防止等を図るため、エレベーターの構造等に関する告示の一部改正が行われ、平成 24 年 6 月 7 日(一部は同年 8 月 1 日)に施行されました。

1. 改正の概要

改正された告示の概要は、以下の通りです。

- (1) 昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 1447 号)の改正

昇降路の出入口の戸に設ける施錠装置は、かぎを用いずにかごの戸を開こうとしても施錠する方向に作用する力が減少しないものであることが追加された。

昇降路の出入口の戸に設ける施錠装置は、施錠装置が外れる方向に回転力が生じない構造のものとする。

- (2) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件(平成 12 年建設省告示第 1413 号)の改正

機械室を有しないエレベーターで制御器を昇降路内に設けるものは、非常時に昇降路外においてかごを制御することができる装置を設けることとしているが、ワイヤロープを用いてかごを制御する装置の場合、制動装置の機能に支障を生じさせることのないように必要な措置を講ずることが追加された。

ブレーキ手動開放装置は、ブレーキの制動機能を低下させるような操作、設定をさせることのない構造のものとする。

- (3) 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 1454 号)の改正

保守点検に必要な開口部であって、安全上必要な措置が講じられたものを昇降路に設けることができることが明確化された。

保守点検に必要な開口部で所定のを昇降路に設けることができる。

- (4) 小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 1446 号)の改正

保守点検に必要な開口部であって、安全上必要な措置が講じられたものを昇降路に設けることができることが明確化された。

保守点検に必要な開口部で所定のを昇降路に設けることができる。

2. 施行日

1. (1)及び(2)については、平成 24 年 8 月 1 日
1. (3)及び(4)については、平成 24 年 6 月 7 日

3. 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

[平成 20 年国土交通省告示第 1447 号]

改正前	改正後
<p>建築基準法施行令第129条の7第三号に規定する昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(第一号～第二号略)</p> <p>三 施錠装置は、かごが戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ昇降路外から解錠することができないものであること。(以下略)</p>	<p>建築基準法施行令第129条の7第三号に規定する昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(第一号～第二号略)</p> <p>三 施錠装置は、かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いずに当該戸を開こうとした場合においても施錠された状態を保持する力が減少しないものであること。(以下略)</p>

[平成 12 年建設省告示第 1413 号]

改正前	改正後
<p>第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の3第2項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあっては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあっては第一号から第五号までの規定は、それぞれ適用しない。</p> <p>(第一号～第三号二略)</p> <p>ホ 制御器を昇降路内に設けるものにあつては、非常の場合に昇降路外において、かごを制御することができる装置を設けること。(以下略)</p>	<p>第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の3第2項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあっては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあっては第一号から第五号までの規定は、それぞれ適用しない。</p> <p>(第一号～第三号二略)</p> <p>ホ 制御器を昇降路内に設けるものにあつては、非常の場合に昇降路外において、かごを制御することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がワイヤローブを用いた構造のものにあつては、非常の場合及び保守点検を行う場合を除き、ワイヤローブの変位が生じないようにワイヤローブを壁、床その他の建築物の部分に固定することその他の必要な措置を講ずること。(以下略)</p>

[平成 20 年国土交通省告示第 1454 号]

改正前	改正後
<p>建築基準法施行令第129条の7第一号に規定する昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昇降路は、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。(以下略)</p>	<p>建築基準法施行令第129条の7第一号に規定する昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昇降路は、次のイから二までに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。(イ～ハ略)</p> <p>二 保守点検に必要な開口部(かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない施錠装置を設けた戸を設けるものに限る。)であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 出入口の床面から開口部の下端までの高さが1.8メートル以上であるもの</p> <p>(2) 自動的に閉鎖する戸(当該戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置を設けたものに限る。)を設けるもの(以下略)</p>

[平成 20 年国土交通省告示第 1446 号]

改正前	改正後
<p>建築基準法施行令第129条の13第一号に規定する小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昇降路は、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。(以下略)</p>	<p>建築基準法施行令第129条の13第一号に規定する小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昇降路は、次のイから二までに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。(イ～ハ略)</p> <p>二 保守点検に必要な開口部(かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない施錠装置を設けた戸を設けるものに限る。)であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 出し入れ口の床面から開口部の下端までの高さが1.8メートル以上であるもの</p> <p>(2) 自動的に閉鎖する戸(当該戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置を設けたものに限る。)を設けるもの(以下略)</p>